

研究推進・社会連携機構 科学研究基盤センター年報第16号

目 次

研究支援拠点として全学的な研究支援と地域社会への貢献を目指して… 科学研究基盤センター長 田中香お里	1
科学研究基盤センターのさらなる発展を期待して…………… 大学院医学系研究科長・医学部長 岩間 亨	2
科学研究基盤センターの躍進を祈念して…………… 大学院自然科学技術研究科長・工学部長 村井利昭	3
センターの理念と目的 ……………	4
センターの憲章・基本戦略 ……………	4
センター組織図 ……………	6
センター沿革 ……………	8
センター各分野所在地図 ……………	9
平成30年度活動状況 ……………	10
平成30年度支援状況 ……………	11
平成30年度岐阜大学公開講座 ……………	12
研究推進・社会連携機構規程・科学研究基盤センター細則・運営委員会要項・ 教員会議要項 ……………	13
分野ごとの報告	
●ゲノム研究分野 ……………	21
●嫌気性菌研究分野 ……………	71
●動物実験分野 ……………	81
●機器分析分野 ……………	113
●放射性同位元素実験分野 ……………	197
●抗酸化研究部門 ……………	211
編集後記 ……………	214

研究支援拠点として全学的な研究支援と 地域社会への貢献を目指して



科学研究基盤センター長 田中香お里

平素は科学研究基盤センターの業務につきまして、ご協力とご支援をいただき有り難うございます。この度、年報第16号（平成30年度版）が完成しましたので、お届けします。科学研究基盤センターは、学内の個々の研究者が購入困難な高額機器や維持・管理が容易ではない大型機器、精密機器、様々な法令遵守の下での運営が必要な研究施設を整備して、幅広く学内の研究者にご利用頂いています。

当センターは、平成15年に、それまで主として関連する部局の研究設備として機能していたゲノム研究、嫌気性菌研究、動物実験、機器分析、および放射線同位体元素（RI）の施設が統合され、全学的な研究支援が可能な研究基盤センターとして設置されました。以来15年間、生命科学総合研究支援センターとして業務を行ってきました。現在では岐阜大学内のみならず、隣接する岐阜薬科大学の方々も岐阜大学の職員と同条件で利用可能となっており、また、地域に貢献する大学として、ゲノム研究分野を中心として、岐阜県中央家畜保健衛生所など地方自治体の研究施設にも支援を広げつつあります。こういったなか、平成30年度、全学的な更なる研究支援の強化を目指した改組により4月1日付けで研究推進・社会連携機構の研究推進支援拠点に配置され、科学研究基盤センターと改称されました。旧生命科学総合研究支援センターでは、機器と施設の単なる共同利用施設ではなく、自らも研究を行っている所属教員が、研究者の視点に立って、支援業務に従事することで、各分野、機器・設備の共同利用の高効率化ときめ細かい管理により、より利用しやすく、安定性の高い研究・教育基盤の提供に勤めてきました。平成30年度には、改組を区切りとして旧生命科学総合研究支援センターの外部評価を実施し、これまでの活動に評価を頂くとともに、今後の岐阜薬科大学との更なる連携、地域への研究支援の発展に対する期待を頂きました。

今後も研究推進・社会連携機構科学研究基盤センターとして、研究基盤・研究資源の提供を通して、より多くの方々に継続性のある研究支援を行い、また、地域社会にも貢献できるセンターを目指して努力して参りますので、ご理解とご支援の程、宜しくお願い申し上げます。

科学研究基盤センターのさらなる発展を期待して



大学院医学系研究科長・医学部長 岩間 亨

昨年度より医学系研究科長・医学部長を拝命しております医学部脳神経外科の岩間です。田中香お里センター長より科学研究基盤センター年報への寄稿の依頼がございました。自分自身が基礎研究をしておりましてのは昭和60年から平成2年という30年前の時代であり、その後は一般病院、大学病院で臨床に没頭し、臨床研究は継続して行っていました。教授に就任後は大学院生の基礎研究、臨床研究の指導を行ってききましたが、自らが基礎研究を行うことはありませんでしたので科学研究基盤センター（旧生命科学総合研究支援センター）とも直接的に関わる機会がございませんでした。そのような中での今回のご依頼でしたので、改めてセンターの最近の年報を拝読させていただき、かつての自身の研究生活を思い出しながら、センターへの感想と今後への期待を述べさせていただくことで、今回の任を果たさせていただきたいと思っております。

昨年発行の年報第15号を拝見いたしますと、昨年4月より研究推進・社会連携機構内に新たに発足した科学研究基盤センターの前身である旧岐阜大学生命科学総合研究支援センターは2003年に設置されておりますが、設置当時はゲノム研究分野、嫌気性菌研究分野、動物実験分野、機器分析分野からなり、その後、2013年から寄附研究部門である抗酸化研究部門、2016年から放射性同位元素実験分野が加わり現在の5分野、1部門となっていることがわかります。医学部に在籍する者としては生命科学総合研究支援センターという名称よりも嫌気性菌、動物実験施設という名称、施設に馴染みが深く、組織上の所属は別として、今も医学部の一部であるような感覚を覚えます。ゲノム研究分野や機器分析分野は私の所属する脳神経外科学分野の研究ではあまりお世話になってはおりませんが、医学系研究科・医学部としては多数の研究者が利用させていただいており日々大変お世話になっているものと認識しております。私自身の基礎研究では旧司町の医学部内の実験機器とともに、月に一度岡崎の生理学研究所の高分解能NMRを利用させていただいておりましたが、機器の利用にあたり研究所の職員、技官の方々には大変お世話になった記憶があります。岐阜大学科学研究基盤センターにおかれましても、学内外の研究者の支援のために、機器・設備の共同利用の円滑かつ効率的な運用と管理を行っていただいております心より感謝申し上げます次第です。このような地道なご努力による研究基盤施設の安定的な利用と支援が岐阜大学における教育・研究活動の発展には欠かすことのできないものであり、今後の科学研究基盤センターのさらなる発展を期待しております。

科学研究基盤センターの躍進を祈念して



大学院自然科学技術研究科長・工学部長 村井利昭

無色透明の液体がサンプル瓶に入っています。慎重に瓶を振ってみると水ではなさそうです。そっと臭いを嗅ぐとほのかな香りが漂いますが、油かな、あるいは脂か。その分子レベルでの原子同士の繋がりを知りたい。こちらからの問いかけに答えがあれば、少しずつ謎を紐解くことができます。ただ声（音波）をかけても応答はしない。人の力だけでは解き明かすことができません。そこで少しエネルギーの大きな電波

や、赤外線、紫外線、さらにもっと大きなエネルギーを持つ X 線を照射してみるとどうでしょうか。19世紀から科学者は、こうやって 10^{-10} の世界を見たいと邁進してきました。今ではラジオ波照射がもとになった核磁気共鳴、赤外線吸収、紫外線吸収という現象がベースになった高度な測定装置などが開発されてきました。これによって得られる情報を読み解くことで、先の無色透明の液体の分子レベルでの構造をみごとに、かなり正確な精度で明らかにすることができます。しかもその分析に必要なとするサンプル量はわずかでも同定を成し遂げることができます。それらの先端装置を配備し、常に最高の条件での測定を保証するミッションを担っているのが、科学研究基盤センターの機器分析部門です。なおここで幸いにして無色透明な液体の実験は、それぞれの学部の実験室で行うことができますが、構造決定や光応答性の解明は先の先端装置に頼るしかなく、この部門は先端研究の基幹です。一方で液体の実験とは異なり、遺伝子、菌、動物とともに推進する研究には、特殊な実験施設、実験装置が、また放射性同位体を用いる実験でも特別な注意を払うことができる設備も必要になります。本センターにはそれらの多くが配備されて、本学から、基盤的かつ先進的な研究成果を発信できる、体制が整備されてきました。また今では、このセンターを本拠地にした先生方も独自の研究を推進されています。

研究分野が学際的に拡大する中、化学から生物の幅広い分野をカバーした研究推進体制が構築されていることは、それぞれの学部の先生方にとっても非常に有意義でかつ心強い限りです。しかもこれらの財産の有効な共同利用が可能です。この流れを絶やすことなく、今後も未知への挑戦、新学問開拓のベースキャンプであり、またフロントラインとして、科学研究基盤センターが邁進されますことを祈念しています。またここを利用される先生方には、基盤センターへの敬意を忘れず、研究も大いに気張るんでの心持ちで、頻繁に利用されますよう、お願い申し上げます。

センターの理念と目的

1. 概要

岐阜大学における生命科学研究を積極的に推進させるために、機器の共同利用の高効率化と高精度化により統合的な問題解決のための研究基盤を整備し、かつ人的・知的交流も活発化して学部や地域を越えたハブとしての機能を発揮できるセンターを目指す。

2. 研究のサポート

- (1) 先端的研究を支える大型機器の共同利用（導入・維持・更新）
- (2) 特別管理された実験室の共同利用

3. 教育のサポート

- (1) 実験技術の普及と教育研究のレベルアップ
- (2) 安全管理と教育訓練

4. 社会への貢献

- (1) 岐阜県の科学教育の支援と市民の啓蒙活動
- (2) 地域との連携とベンチャービジネスの育成

5. 運営について

- (1) センター活動の学内外への広報と利用・受託サービスの拡充
- (2) 共同プロジェクトによる大型研究費の導入と利用負担金・受託研究費の有効利用

岐阜大学生命科学総合研究支援センターの憲章、基本戦略

平成 19 年 4 月 1 日

【憲章】

岐阜大学および地域における生命科学の教育・研究基盤拠点として機能する

生命科学総合研究支援センターは岐阜大学の理念に基づき、学内外の共同利用施設として生命科学分野を含めた総合的な教育・研究基盤となる設備、機器を整備し、かつ人的・知的交流も活発化して学部や学内外の枠を越えた「地域の知の拠点」としての機能を目指す。

1. 全学を対象に、生命科学を含めた総合的な専門知識、技術を習得し、安全管理、教育訓練を通じて高度な倫理観を身につけた人材を育成する。【生命科学・安全教育】
2. 大学における高度な教育・研究水準を維持するため、生命科学の研究基盤を積極的に整備し、全学的な利用を推進する。【研究基盤整備】
3. 生命科学を軸に学部を超えた研究の融合、共同研究の展開を図り、競争的研究資金の獲得を目指す。【全学的共同研究の推進】
4. 大学院連合に積極的に参加し、地域の特性を活かした独創的研究分野を開拓し、質の高い研究を推進する。【大学院連合による先端教育・研究の推進】
5. 地域における生命科学分野の教育、研究基盤施設として地域科学産業の振興に貢献し、研究資源・大型設備の学外への解放、共同・受託研究の展開等、産官学の融合を積極的に進める。【地域の知の拠点形成】

6. 地域教育と文化への貢献を目指し、公開講座や学校教育への積極的支援を進めて、科学知識の市民への啓蒙を図る。 【地域社会教育・文化への貢献】
7. 研究基盤整備の要求に加え、利用者負担や学外利用、機器の再生・利用拡大を進め、効率的かつ戦略的な経営と管理運営を行う。 【自助努力・リユースも踏まえた戦略的運営】

【基本戦略】

(1) 教育基本戦略：

- ・生命科学分野の講義・実習を通して全学的な教育支援を行う。
- ・教育目標達成に必要な基盤経費を確保し、配分する。
- ・教育環境を整備し、拡充する。
- ・各大学院のカリキュラムに添って、専門教育を積極的に協力・支援し、社会の要請に応える資質能力を持った学生を育てる。
- ・岐阜薬科大学との連合大学院の充実に積極的に参加するとともに、生命科学を含めた総合的な教育環境を提供する。

(2) 研究基本戦略：

- ・目標を高くもち、世界レベルの研究を行う。
- ・研究の活性化を図り、世界トップレベルの研究を育てる。
- ・独自色のある研究を重視し、継続する。
- ・若手研究者を重視した組織構成に転換を図る。
- ・戦略的に特色ある研究を発展させる。
- ・岐阜薬科大学との共同研究、研究基盤の共同利用を進める。
- ・高い評価を受けている研究、将来性のある研究に資源を重点的に配分する。
- ・競争的環境にチャレンジする。
- ・科学研究費に全教員が申請し、より多く、より大型の研究費を獲得するよう務める。
- ・文部科学省以外のナショナルプロジェクトにも積極的に応募し、資金を獲得する。
- ・外部資金のための情報を収集し、推進に必要な最新の設備を整備して提供する。
- ・全学的研究支援センターとして整備する。
- ・戦略的・長期的・全学的見地から研究設備整備計画（マスタープラン）を立てる。

(3) 社会貢献基本戦略：

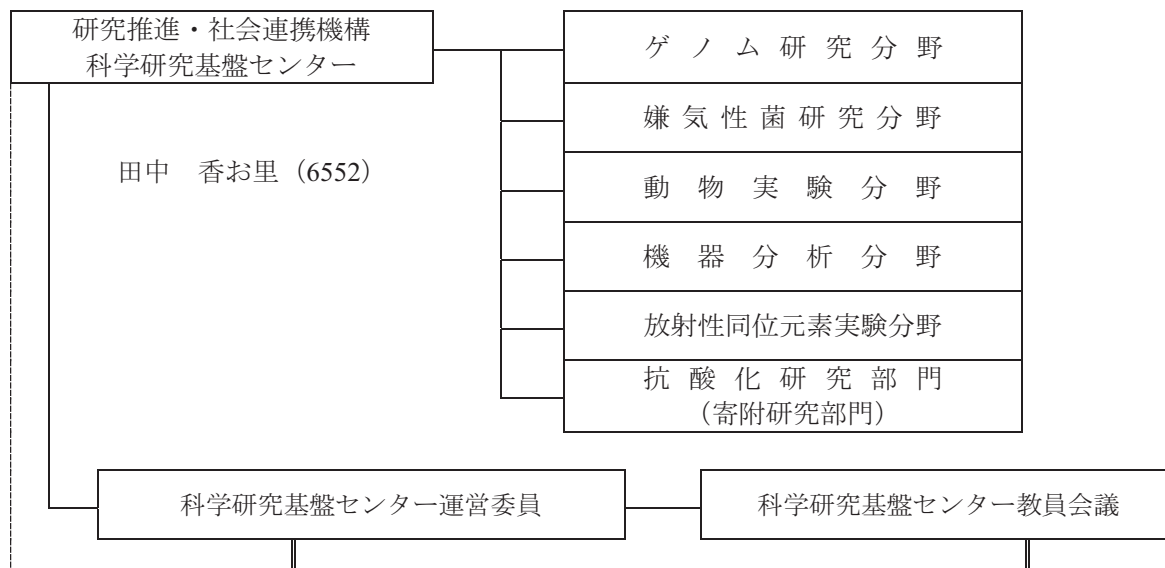
- ・シーズの開発、ニーズに対応して研究資源を学外に解放し、産業に貢献する。
- ・生命科学分野の研究基盤施設として地域の産業の振興と発展に貢献する。
- ・教職員は社会貢献に積極的に参画し、広い視野から地域に貢献する。
- ・地域住民に生命科学知識についての啓蒙活動を行う。
- ・大学の講義や施設・設備を地域住民に開放し、地域文化に貢献する。
- ・地域住民の文化活動と生涯教育に参加する。
- ・各種の学校への生命科学分野の教育支援を行う。

(4) 運営基本戦略：

- ・中期目標、中期計画を確実に実行する。
- ・評価を運営に生かす。
- ・透明、効率的、迅速な運営をする。
- ・全学的な研究水準の維持、向上に必要な基盤整備を要求するとともに、利用者負担等による自助努力を進め、効率的な経営を行う。
- ・既存の設備・機器の再生、ネットワーク等による利用拡大を進め、リユースを図る。
- ・外部資金を獲得するため大学としての戦略を図り、研究基盤施設を整備し支援する。
- ・環境に配慮した運営をする。

センター組織図 () 内は内線番号

(平成 31 年 3 月 31 日まで)



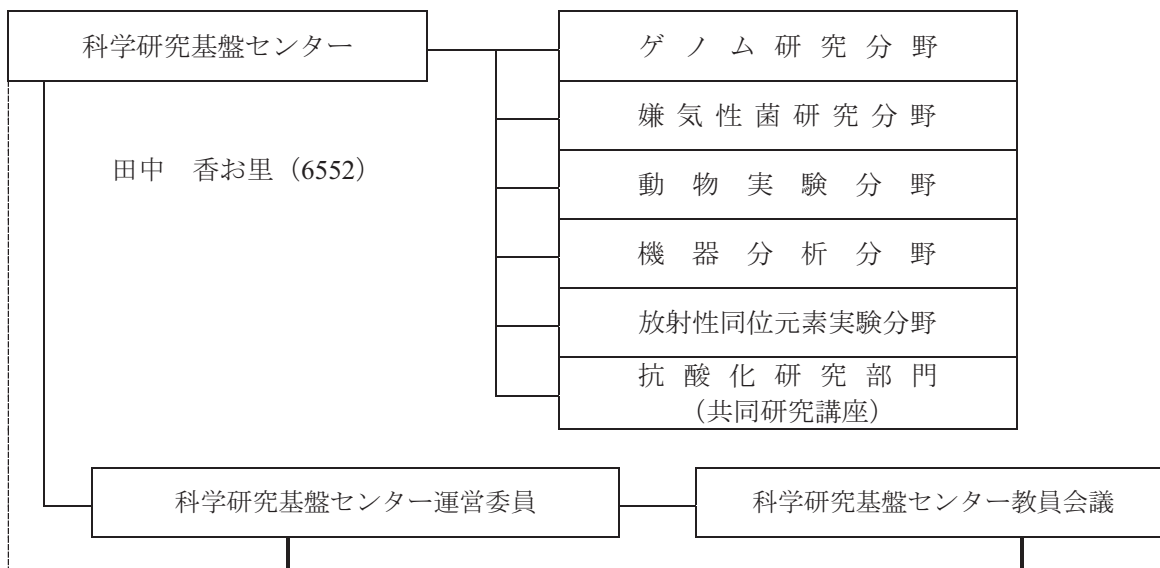
区 分		平成 30 年度運営委員 [任期]	平成 30 年度教員会議員
科学研究基盤センター長 (委員長)		田中 香お里 (6552)	田中 香お里 (6552)
教育学部		古屋 康則 (2255) [H30.4.1～H32.3.31]	
地域科学部		向井 貴彦 (3027) [H30.4.1～H32.3.31]	
医学系研究科・医学部		秋山 治彦 (6330) [H30.4.1～H32.3.31]	
医学部附属病院		木村 豪 (6386) [H30.4.1～H32.3.31]	
工学部		宮地 秀和 (2464) [H29.4.1～H31.3.31]	
応用生物科学部		山本 義治 (2848) [H30.4.1～H32.3.31]	
科学研究 基盤セン ター	ゲノム研究分野	下澤 伸行 (3170)	下澤 伸行 (3170) 須賀 晴久 (3173) 高島 茂雄 (3174)
	嫌気性菌研究分野	田中 香お里 (6552)	田中 香お里 (6552) 後藤 隆次 (6553) 林 将大 (6554)
	動物実験分野	二上 英樹 (6609)	二上 英樹 (6609) 平田 暁大 (6610)
	機器分析分野	木内 一壽 (3145)	鎌足 雄司 (3900)
	放射性同位元素実験分野		犬塚 俊康 (3901)

研究推進部
研究推進課

課長 佐野 護 (3347)
 課長補佐 鷺見 浩二 (2060)
 研究拠点係長 神谷 康一 (3352)
 研究拠点係 岡本 竜太 (2014)
 杉山 純子 (9693)

センター組織図 () 内は内線番号

(平成 31 年 4 月 1 日から)

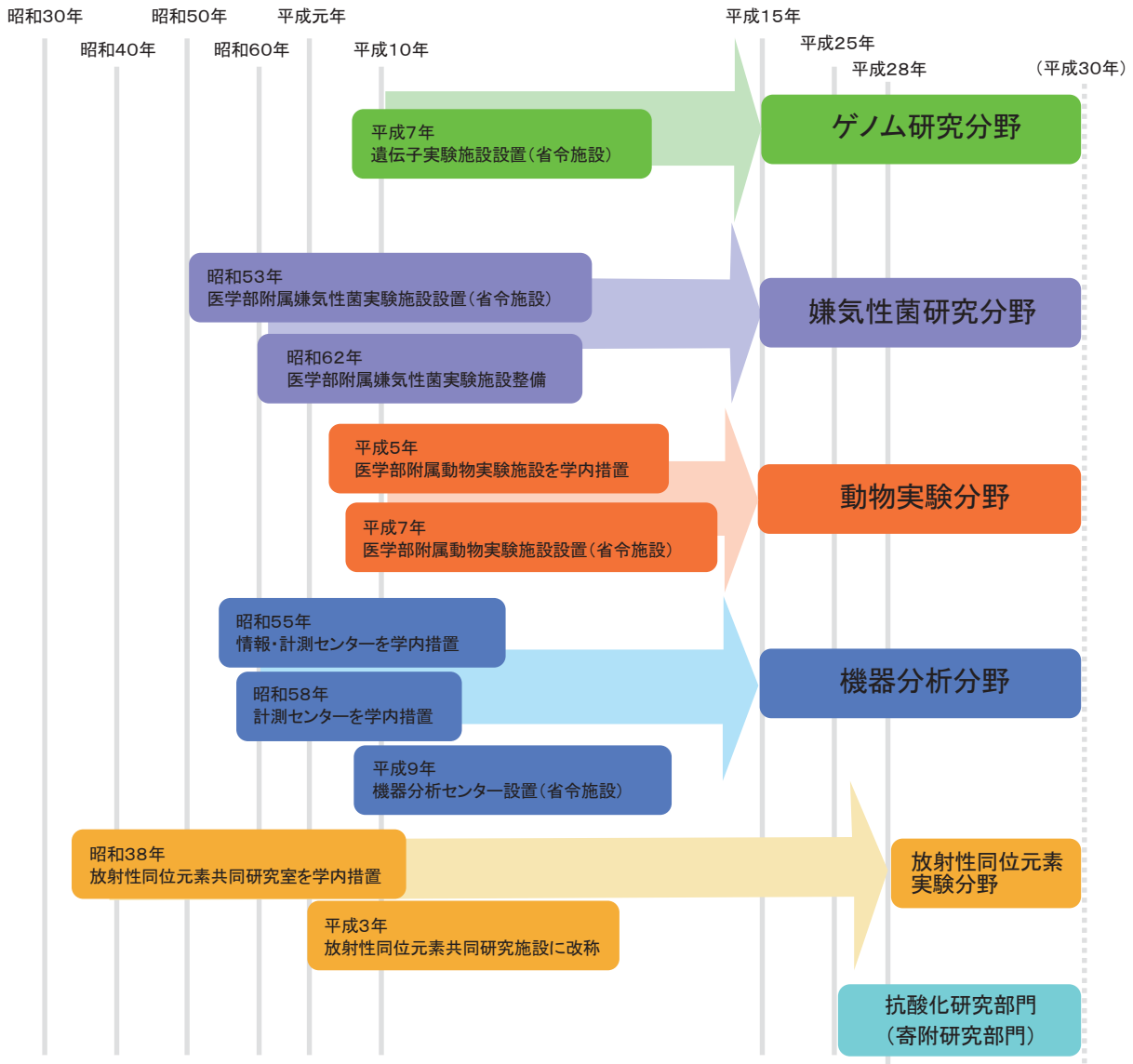


区	分	平成 31 年度運営委員 [任期]	平成 31 年度教員会議員
科学研究基盤センター長 (委員長)		田中 香お里 (6552)	田中 香お里 (6552)
教育学部		古屋 康則 (2255) [H30.4.1~R2.3.31]	
地域科学部		向井 貴彦 (3027) [H30.4.1~R2.3.31]	
医学系研究科・医学部		秋山 治彦 (6330) [H30.4.1~R2.3.31]	
医学部附属病院		木村 豪 (6386) [H30.4.1~R2.3.31]	
工学部		満倉 浩一 (2647) [H31.4.1~R3.3.31]	
応用生物科学部		山本 義治 (2848) [H30.4.1~R2.3.31]	
科学研究 基盤セン ター	ゲノム研究分野	下澤 伸行 (3170)	下澤 伸行 (3170) 須賀 晴久 (3173) 高島 茂雄 (3174)
	嫌気性菌研究分野	田中 香お里 (6552)	田中 香お里 (6552) 後藤 隆次 (6553) 林 将大 (6554)
	動物実験分野	二上 英樹 (6609)	二上 英樹 (6609) 平田 暁大 (6610)
	機器分析分野	木内 一壽 (3145)	鎌足 雄司 (3900)
	放射性同位元素実験分野		犬塚 俊康 (3901)

研究推進部	課長	佐野 護 (3347)
研究推進課	課長補佐	鷺見 浩二 (3344)
	研究拠点係長	神谷 康一 (3352)
	研究拠点係	岡本 竜太 (2014)
		杉山 純子 (9693)

センター沿革

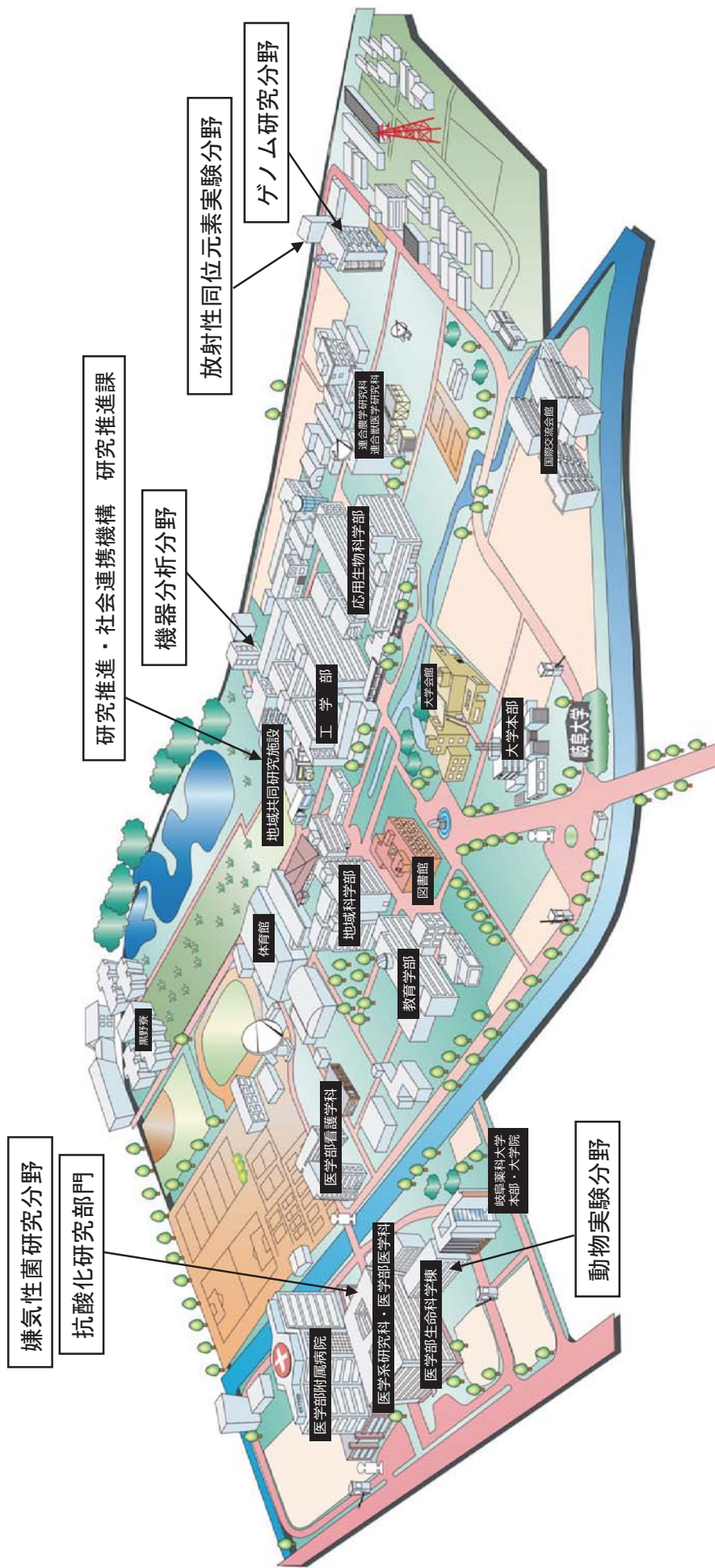
生命科学総合研究支援センター



- 平成15年
- ・生命科学総合実験センター設置
 - ゲノム研究分野、嫌気性菌実験分野、動物実験分野、機器分析分野の4分野を設置
 - ・放射性同位元素共同研究施設と遺伝子実験施設を統合しゲノム研究分野へ
 - ・初代センター長に渡邊邦友教授が就任
- 平成17年
- ・生命科学総合研究支援センターへ改称
 - ・嫌気性菌実験分野を嫌気性菌研究分野へ改称
 - ・ゲノム研究分野放射性同位元素管理室に改称し、柳戸施設と医学施設の2施設稼働
- 平成18年
- ・2代センター長に下澤伸行教授が就任
- 平成22年
- ・3代センター長に渡邊邦友教授が就任
- 平成23年
- ・機器分析分野医学施設稼働
- 平成24年
- ・4代センター長に下澤伸行教授が就任

- 平成25年
- ・放射性同位元素管理室に改称し、担当をゲノム研究分野から嫌気性菌研究分野へ変更
 - ・寄附研究部門「抗酸化研究部門」設置(3年間)平成26年
 - ・総合研究棟Ⅱ完成
- 平成27年
- ・機器分析分野医学施設を廃止し、一元化
- 平成28年
- ・5代センター長に田中香お里教授が就任
 - ・RI管理室医学施設を廃止し、一元化
 - 放射性同位元素実験分野を設置
- 平成30年
- ・研究推進・社会連携機構 科学研究基盤センターへ改称

センター各分野所在地



平成 30 年度活動状況報告

第 1 回科学研究基盤センター教員会議

平成 30 年 4 月 26 日 (木)

議題(1) 特別協力研究員の受入れについて

第 2 回科学研究基盤センター教授会

平成 30 年 5 月 24 日 (木)

議題(1) 兼業について

第 3 回科学研究基盤センター教授会

平成 30 年 6 月 28 日 (木)

議題(1) 第44回国立大学法人動物実験施設協議
会総会 (6 月 8 日: 帯広) について

(2) 兼業について

(3) 酸化研究分門 特任准教授 (寄附研究
部門担当) の採用について

(4) 特別協力研究員の受入れについて

第 4 回科学研究基盤センター教員会議

平成 30 年 7 月 26 日 (木)

議題(1) センター年報について

(2) センター概要について

(3) 平成 30 年度公開講座について

第 5 回科学研究基盤センター教員会議

平成 30 年 9 月 27 日 (木)

議題(1) センター主催のセミナー・公開講座の
今年度実績・予定について

(2) 平成 30 年度実験動物慰霊祭について

(3) 兼業について

(4) 国費留学生の受入れについて

第 6 回科学研究基盤センター教員会議

平成 30 年 10 月 25 日 (木)

議題(1) 平成 30 年度実験動物慰霊祭 (10 月 16
日) について

(2) 兼業について

第 7 回科学研究基盤センター教員会議

平成 30 年 11 月 22 日 (木)

議題(1) 公開講座について

(2) 兼業について

第 8 回科学研究基盤センター教員会議

平成 30 年 12 月 21 日 (金)

議題(1) 客員教授の称号付与について

第 9 回科学研究基盤センター教員会議

平成 31 年 2 月 28 日 (木)

議題(1) 平成 31 年度以降の高額データベース
経費不足額の負担について

(2) 特任教員について

(3) 外国人研究者の受入について

(4) 抗酸化研究部門 (寄附研究部門終了→
共同研究講座) について

(5) 兼業・兼担について

(6) 岐阜構造生物学・医学・論理的創薬シ
ンポジウム (3 月 6 日) の後援につい
て

(7) 研究員の受入れについて

(8) 特別協力研究員の受入れについて

第10回科学研究基盤センター教員会議

平成 31 年 3 月 29 日 (金)

議題(1) 公開講座について

(2) 教員人事基本計画について

(3) 兼業・兼担について

(4) 平成 31 年度センター内の担当ロー
テーションについて

(5) 各種委員会委員について

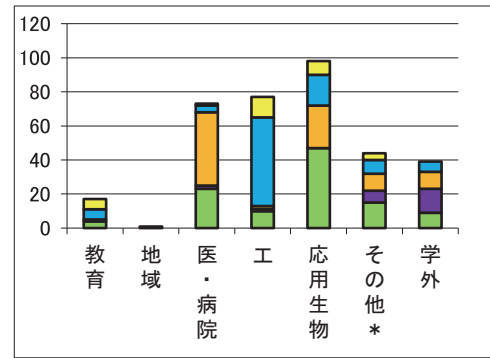
(6) 特別協力研究員の受入れについて

平成 30 年度支援状況

平成30年度登録グループ数

	教育	地域	医・病院	工	応用生物	その他*	学外
ゲノム研究分野	4	1	23	10	47	15	9
嫌気性菌研究分野	0	0	2	1	0	7	14
動物実験分野	1	0	43	2	25	10	10
機器分析分野	6	0	4	52	18	8	6
放射性同位元素実験分野	6	0	1	12	8	4	0

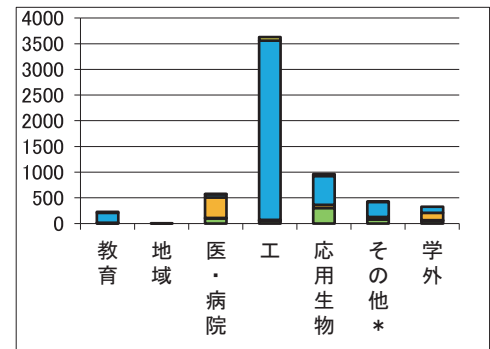
* その他: 研究推進・社会連携機構、流域、連合創薬、連合農学など



平成30年度登録者数

	教育	地域	医・病院	工	応用生物	その他*	学外
ゲノム研究分野	12	4	104	52	304	77	53
嫌気性菌研究分野	0	0	6	10	0	13	15
動物実験分野	5	0	399	13	58	38	139
機器分析分野	190	0	59	3484	566	293	119
放射性同位元素実験分野	24	0	4	70	36	5	0

* その他: 研究推進・社会連携機構、流域、連合創薬、連合農学など

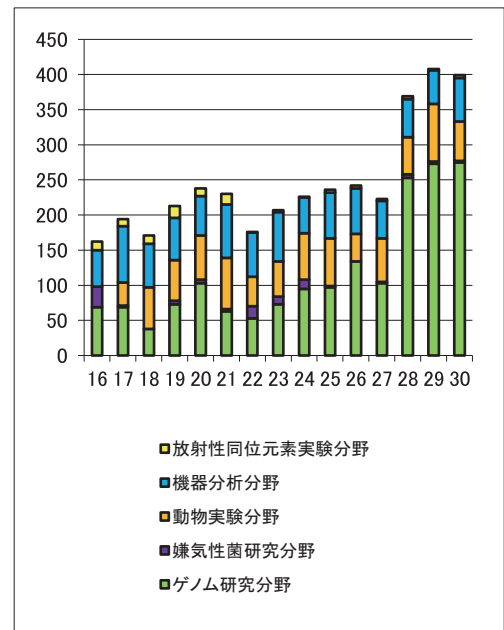


センターを利用して発表された論文(研究支援論文)数推移

年度	16	17	18	19	20
ゲノム研究分野	69	69	38	73	103
嫌気性菌研究分野	29	2	0	5	5
動物実験分野	0	33	59	58	63
機器分析分野	52	80	62	60	56
放射性同位元素実験分野	12	10	12	17	11

年度	21	22	23	24	25
ゲノム研究分野	63	53	73	95	97
嫌気性菌研究分野	3	17	11	13	2
動物実験分野	73	42	50	66	68
機器分析分野	76	63	70	51	65
放射性同位元素実験分野	15	1	3	1	4

年度	26	27	28	29	30
ゲノム研究分野	134	103	253	273	275
嫌気性菌研究分野	0	2	5	3	2
動物実験分野	39	62	53	82	56
機器分析分野	65	53	54	48	66
放射性同位元素実験分野	4	3	4	2	4



岐阜大学 公開講座

生命科学の扉を開く

～研究が皆さんの日常生活にもたらすもの～

岐阜大学の研究者が分かりやすくお話しする生命科学のトピックス。
多彩な世界が広がる生命科学の世界をちょっとのぞいてみませんか。

日時 平成30年11月4日(日)
13:00～16:00

会場 岐阜大学サテライトキャンパス
(JR岐阜駅前)

参加費 無料 **対象者** 学生、一般市民

定員 36名 **申込締切** 平成30年10月2日(火)
※定員になり次第締め切らせていただきます



プログラム

講演 1 微生物からわかること、できること
嫌気性菌研究分野 林 将大

講演 2 ES細胞とiPS細胞の話
—無限の可能性を秘めた細胞—
動物実験分野 二上 英樹

講演 3 緑化や植林活動が野生種の遺伝的多様性や
繁殖に及ぼす影響
応用生物科学部 向井 譲

閉講式・修了証の授与

研究推進・社会連携機構
科学研究基盤センター長 田中 香お里

主催：岐阜大学研究推進・社会連携機構科学研究基盤センター

申込方法 郵便・FAX・Eメールにて、住所・氏名・年齢・連絡先をお伝えください。申し込みされた方には、後日案内通知を送付します。

申込・問い合わせ先 〒501-1193 岐阜市柳戸1番1 岐阜大学研究推進部研究推進課
TEL:058-293-2014 FAX:058-293-3209 E-mail:gjai04004@jim.gifu-u.ac.jp ※裏面に申込用FAX用紙があります。

岐阜大学研究推進・社会連携機構規程

平成24年8月1日
規程第54号

(趣旨)

第1条 この規程は、岐阜大学学則第14条の2第2項の規定に基づき、研究推進・社会連携機構（以下「研究機構」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 研究機構は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 研究の推進に関すること。
- 二 教育研究活動への支援に関すること。
- 三 知的財産の管理等に関すること。
- 四 産学連携及び地域連携の推進に関すること。
- 五 その他研究機構の目的を達成するために必要な事項

(職員)

第3条 研究機構に、研究推進・社会連携機構長（以下「機構長」という。）の他に次の職員を置く。

- 一 副機構長
- 二 専任の教育職員
- 三 兼任の教育職員
- 四 その他の職員

(副機構長)

第4条 副機構長は、岐阜大学（以下「本学」という。）の教育職員のうちから、機構長の推薦に基づき、学長が任命する。

- 2 副機構長は、機構長の業務を補佐し、機構長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 副機構長の任期は、機構長の定める期間とする。

(組織構成)

第5条 機構は、次の区分により組織を構成する。

- 一 運営組織
- 二 研究支援組織
- 三 研究拠点
- 四 プロジェクト研究センター

(研究推進戦略会議)

第6条 研究機構に、全学的な視野から学術研究及び産学連携のビジョンや戦略等に関し、機構長の諮問に応じて助言又は提言を行うため、研究推進戦略会議を置く。

- 2 研究推進戦略会議に関し必要な事項は、別に定める。

(アドバイザーボード)

第7条 研究機構に、国内外の動向からみた岐阜大学の研究活動及び地域との連携活動の状況を評価し、助言又は提言を行うため、外部有識者を構成員とするアドバイザーボードを置く。

- 2 アドバイザーボードに関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第8条 研究機構に、研究機構の管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営組織)

第9条 研究機構に、第5条第1号に規定する運営組織として、次の本部を置く。

- 一 研究推進本部
- 二 産官学連携推進本部

(研究推進本部)

第9条の2 前条第1号に規定する研究推進本部に本部長を置き、副機構長をもって充てる。

2 前項に規定するもののほか、研究推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

(産官学連携推進本部)

第9条の3 第9条第2号に規定する産官学連携推進本部に本部長を置く。

2 本部長は、本学の教育職員のうちから、学長が任命する。

3 本部長の任期は、学長の定める期間とする。

4 前各項に規定するもののほか、産官学連携推進本部に関し必要な事項は、別に定める。

(研究支援組織)

第10条 研究機構に、第5条第2号に規定する研究支援組織として、研究推進支援拠点を置き、次のセンターを置く。

一 科学研究基盤センター

二 共用推進支援センター

2 研究推進支援拠点に拠点長を置き、当該拠点の業務を総括する。

3 拠点長は、本学の教育職員のうちから機構長が推薦し、学長が任命する。

4 拠点長の任期は、機構長の定める期間とする。

5 前4項に規定するもののほか、研究推進支援拠点及びセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(研究拠点)

第10条の2 研究機構に、第5条第3号に規定する研究拠点として、次の左欄に掲げる研究拠点を置き、当該研究拠点に右欄に掲げるセンターを置く。

研究拠点	センター
生命科学分野研究拠点	生命の鎖統合研究センター
環境科学分野研究拠点	地方創生エネルギーシステム研究センター
ものづくり分野研究拠点	地域連携スマート金型技術研究センター Gu コンポジット研究センター

2 前項に規定する拠点に拠点長を置き、当該拠点の業務を総括する。

3 拠点長は、本学の教育職員のうちから機構長が推薦し、学長が任命する。

4 拠点長の任期は、機構長の定める期間とする。

5 前4項に規定するもののほか、研究拠点及びセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(プロジェクト研究センター)

第10条の3 研究機構に第5条第4号に規定するプロジェクト研究センターとして、次のセンターを置く。

一 地域減災研究センター

二 微生物遺伝資源保存センター

2 プロジェクト研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(連携)

第11条 研究機構は、研究支援の充実及び地域連携の強化・拡大を図るため、地域協学センターと連携するものとする。

(専任の教育職員)

第12条 第3条第2号に規定する専任の教育職員の選考については、別に定める。

(兼任の教育職員)

第13条 第3条第3号に規定する兼任の教育職員に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第14条 研究機構に関する庶務は、研究推進部研究推進課及び社会連携課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究機構に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月4日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

岐阜大学研究推進・社会連携機構科学研究基盤センター細則

平成 30 年 4 月 1 日
細則第 54 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、岐阜大学研究推進・社会連携機構規程第 10 条第 5 項の規定に基づき、科学研究基盤センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、国立大学法人岐阜大学（以下「本学」という。）の共同教育研究基盤施設として、生命科学に関連する先進的分野の教育研究を行うとともに放射性同位元素、実験動物、大型分析機器等の適切な管理を行うことにより、本学における生命科学分野の教育研究の総合的推進を図ることを目的とする。

(組織)

第 3 条 センターに次の各号に掲げる部門を置き、当該各号に掲げる業務を行う。

- 一 基盤研究支援部門 研究基盤組織としての研究支援
 - 二 先端研究推進支援部門 センターの設備及び施設を介した先端研究の推進・支援
- 2 センターに次の表の左欄に掲げる分野を置き、同表の右欄に掲げる業務を行う。

分 野	所 掌 業 務
ゲノム研究分野	一 ゲノム解析を中心とした生命科学分野における研究 二 生体分子解析等の研究基盤整備及び研究支援 三 その他生命科学に関すること。
嫌気性菌研究分野	一 嫌気性菌感染症及び嫌気性菌症の診断、病因、治療、予防等に関する基礎的・臨床細菌学的研究 二 偏性嫌気性菌を中心とした微生物遺伝資源の系統保存 三 嫌気性菌感染症の診断支援、嫌気性菌の培養・分離・同定、嫌気性菌を用いた研究に関する支援 四 その他嫌気性菌実験に関すること。
動物実験分野	一 動物実験モデル及び実験用動物の開発研究、遺伝資源管理 二 実験動物の飼育管理及び実験動物を用いた教育研究の支援 三 その他動物実験に関すること。
機器分析分野	一 ナノスケールにおける新規分析技術の開発研究 二 生体試料及び機能性化合物の分子構造解析に関する研究支援 三 分析機器の維持管理及び分析技術の指導 四 その他機器分析に関すること。
放射性同位元素実験分野	一 放射性同位元素の管理及び放射性同位元素を用いた教育研究の支援 二 自然放射線、環境放射線に関する教育研究の支援 三 その他放射性同位元素実験に関すること。

(職員)

第 4 条 センターに次の職員を置く。

- 一 センター長
- 二 専任の教育職員
- 三 その他の職員

(センター長の職務)

第 5 条 センター長は、センターの業務を掌理する。

(センター長)

第6条 センター長は、専任の教育職員による互選により選定し、学長が任免する。

(専任の教育職員の選考)

第7条 第4条第2号に規定する専任の教育職員の選考については、別に定める。

(分野長)

第8条 各分野に分野長を置き、当該分野の専任の教授、准教授又は講師をもって充てる。

2 分野長は、センター長の命を受け、当該分野における業務を総括し、及び整理する。

(放射線取扱施設管理責任者)

第9条 放射線取扱施設に国立大学法人岐阜大学放射線障害防止管理規程第6条に規定する管理責任者を置き、センターの専任の教育職員をもって充てる。ただし、適任者が得られないときには、センター以外の教育職員をもって充てることができる。

(教員会議)

第10条 センターに、科学研究基盤センター教員会議(以下「センター教員会議」という。)を置く。

2 センター教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(運営委員会)

第11条 センターに、センターの共同利用に関する事項、センター長から諮問された事項等を審議するため、科学研究基盤センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(機器分析分野協力員)

第12条 機器分析分野に、当該分野の業務に協力し、利用及び分析技術の研究、開発等を行うため、機器分析分野協力員を置くことができる。

2 機器分析分野協力員は、本学の専任の教育職員をもって充てる。

3 前項に規定するもののほか、機器分析分野協力員に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第13条 センターに関する庶務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター教員会議の意見を聴いて、センター長が定める。

附 則

1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

2 岐阜大学生命科学総合研究支援センター規程(平成19年規程第64号)は、廃止する。

岐阜大学研究推進・社会連携機構科学研究基盤センター運営委員会要項

平成30年4月1日
制定

(趣旨)

第1条 この要項は、岐阜大学研究推進・社会連携機構科学研究基盤センター細則第11条第2項の規定に基づき、科学研究基盤センター（以下「センター」という。）に置く科学研究基盤センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、センターに関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 共同利用に関すること。
- 二 実験施設等の利用に係る安全管理に関すること。
- 三 センター長から諮問された事項
- 四 その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
 - 二 センターの各分野の長及び放射線取扱施設管理責任者
 - 三 各学部（医学部を除く。）から選出された教育職員 各1人
 - 四 医学系研究科・医学部から選出された教育職員 1人
 - 五 医学部附属病院から選出された教育職員 1人
 - 六 その他委員会が必要と認める者
- 2 前項第6号に規定する委員には、外部有識者を含めることができる。
- 3 第1項第3号から第6号までに規定する委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第6号までに規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会は、必要に応じ、特定の事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

第9条 委員会は、その定めるところにより、専門部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて、センター長が定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

岐阜大学研究推進・社会連携機構科学研究基盤センター教員会議要項

平成30年4月1日
制定

(趣旨)

第1条 この要項は、岐阜大学研究推進・社会連携機構科学研究基盤センター細則第10条第2項の規定に基づき、科学研究基盤センター（以下「センター」という。）に置く科学研究基盤センター教員会議（以下「教員会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教員会議は、センターに関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 センター長候補者の選考に関する事項
- 二 教育職員の教育研究業績の審査に関する事項
- 三 教育研究戦略、教育研究方法及び教育研究組織に関する事項
- 四 予算配分及び決算に関する事項
- 五 その他教育、研究及び業務に関する重要事項

(組織)

第3条 教員会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 センターに所属する専任の教育職員

(議長)

第4条 センター長は、教員会議を主宰し、その議長となる。

2 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する教授がその職務を代理する。

(会議)

第5条 教員会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、教育職員の教育研究業績の審査に関する事項についての議決は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 放射線取扱施設管理責任者がセンター以外の教育職員の場合は、その者は、教員会議に出席し、意見を述べることができる。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、教員会議の運営その他に関する事項は、教員会議の意見を聴いて、センター長が定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

●編集後記

平成 16 年 3 月に第 1 号が発行された年報も、今号で 16 号を迎えることになりました。この間、共同利用施設である生命科学総合研究支援センターを岐阜大学の多くの方々が利用し、数多くの成果を上げてきました。

当センターは、平成 30 年 4 月に、それまでの生命科学総合研究支援センターから科学研究基盤センターに改組されました。したがって、今号が科学研究基盤センターの活動をまとめた年報第 1 号となります。組織の名称が変わっても、これまで通りの活動を展開しているのはこの年報に記載されているとおりです。

最後になりましたが、本年報を作成するに当たって尽力していただいた方々、本センター利用実績等を供出していただいた利用者の方々に感謝の意を表して編集後記とさせていただきます。

令和元年 6 月

科学研究基盤センター
動物実験分野
二上 英樹